

答 申 書
(答 申 第 335 号)

令和3年(2021年)5月24日

1 審査会の結論

北海道警察本部長が、開示請求に係る「告訴事件等不受理票」のうち、審査請求のあった部分について、訂正をしなかったことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙2のとおり（省略）

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る訂正請求について

本件諮問事案に係る訂正請求は、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第28条第1項の規定により、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で審査請求人（以下「請求人」という。）が開示を受けた個人情報の一部について、別紙1のとおり訂正を求めるもの（以下「本件訂正請求」という。）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、別紙1のうち、訂正請求1については、条例第30条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するが、訂正請求2及び3については該当しないとして、令和2年10月29日付け道本捜1（強）第45号で個人情報の一部を訂正する個人情報訂正決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

請求人は、訂正請求2及び3についても、本件訂正請求のとおり訂正することを求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(3) 訂正の要否について

ア 条例第28条第1項は、何人も、条例第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に係る事実に関りがあると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができるとしており、条例の規定により開示を受けた自己に関する個人情報を訂正請求権行使の対象としている。

また、「事実に関りがある」とは、氏名、住所、生年月日、学歴、職歴、資格等の客観的な正誤の判定になじむ事項に関りがあることをいい、個人に対する評価、判断等が適当でない、不当であるということは、事実に関りがある場合には該当しないとされている。

イ 訂正請求を受けた実施機関は、条例第30条の規定に基づき、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。ただし、訂正請求をしようとする者（以下「請求者」という。）から明確かつ具体的な主張又は訂正すべきであるとする根拠の提示がない場合並びに当該根拠をもってしても請求者が訂正を求める個人情報について、事実に関りがあるとは認められない場合には、同条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないことになる。

ウ 請求人は、訂正請求2及び3について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 訂正請求2について

実施機関が訂正しない理由に、「当該行政苦情110番メールを作成した日から最長期間保存しても1年後に廃棄される」とあるが、〇〇年〇月〇日に作成され、平成25年度申出文書ファイルに編さんされた行政苦情110番メールは、〇〇年度中に廃棄されることになり、最長で1年5箇月15日保存される。

(イ) 訂正請求3について

請求人が告発した事件は、「利用停止・消去」ではなく、「利用停止・利用の停止」となり、

廃棄できないので、公用文書等毀棄罪に該当するというものである。

利用停止のうち、「消去」、「利用の停止」、「提供の停止」の区分を問題としているので、正確に記載する必要がある。

エ 実施機関は、本件処分について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 訂正請求の対象個人情報について

訂正請求の対象個人情報は、札幌方面北警察署において、請求人から、北海道管区行政評価局行政相談部首席行政相談官室で勤務する特定の職員を公用文書等毀棄罪で告発したいとの相談があり、捜査の結果、犯罪が成立しないと判断して当該告発を不受理とした際の取扱状況を記録した告訴事件等不受理票（以下「本件個人情報」という。）である。

告訴事件等不受理票は、告訴及び告発事件取扱要領の制定について（平成 30 年 3 月 14 日付け道本刑第 4006 号（生企・交企・公 1 合同）。北海道警察本部長通達）により様式が定められており、警察において、相談に係る告訴及び告発（以下「告訴等」という。）を受理しないことが相当であると認められるときに、有効な告訴等を不受理とすることのないように組織的に判断してその取扱状況を明確にし、告訴等の相談に適切に対応するために作成・利用するものである。

(イ) 訂正請求 2 について

実施機関において、本件個人情報の作成者等に対し、「保存期間が過ぎた 1 年後」と記載した趣旨等について調査した結果、以下のことが判明した。

告発相談に係る行政苦情 110 番メール（以下「本件メール」という。）の保存期間等について、北海道管区行政評価局に照会したところ、

- a 本件メールの保存期間は、北海道管区行政評価局標準文書保存期間基準により 1 年未満と定められている。
- b 保存期間 1 年未満とは、作成日から起算して 1 年未満という意味であり、通常手続であれば、最長期間保存しても作成日から起算して 1 年後には廃棄されるが、本件メールは、その保存期間を超えて保有していたため、請求人に開示した。

旨の回答を得たことから、本件メールが廃棄される時期に関し、通常手続であれば、最長期間保存しても 1 年後には廃棄されるという趣旨で、本件個人情報の「欠格事由」欄に「保存期間が過ぎた 1 年後に廃棄することとなっていた」と記載したものであり、事実には誤りがあるとは認められず、条例第 30 条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められないため、訂正をしないこととしたものである。

なお、実施機関において、北海道管区行政評価局に対して再確認した結果、上記回答内容に間違いのない旨の回答を得ている。

(ウ) 訂正請求 3 について

実施機関において、本件個人情報の作成者等に対し、「告発人の請求により同文書の利用停止が決定し」と記載した趣旨等について調査した結果、以下のことが判明した。

- a 本件メールを廃棄した経緯等について、北海道管区行政評価局に照会したところ、本件メールは、利用停止決定通知により利用停止が決定したが、同通知に記載のとおり、公文書の管理等に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号）第 9 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、請求人から提起された審査請求に係る裁決が行われた日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで保存した後、保存期間が満了した〇〇年〇月〇日に廃棄しており、現在保有していない旨の回答を得た。
- b 本件個人情報の「欠格事由」欄には、本件メールを廃棄するに至る経緯に関する文書である利用停止決定通知の写しの表題「保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）」に基づき、「告発人の請求により同文書の利用停止が決定し」と記載したことが判明した。

以上のとおり、本件個人情報の「欠格事由」欄に「告発人の請求により同文書の利用停止

が決定し」と記載した趣旨は、取得した利用停止決定通知の写しの表題に基づき記載したものであって、事実には誤りがあるとは認められず、条例第 30 条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められないため、訂正をしないこととしたものである。

なお、本件個人情報の作成・利用の目的との関係において、請求人の主張に沿うまでの詳細な内容を記載する必要性は認められない。

オ 告訴事件等不受理票の作成目的及び利用目的は、実施機関が主張するとおり、告訴等を行いたい旨の相談があったときに、有効な告訴等を不受理とすることのないように組織的に判断してその取扱状況を明確にし、告訴等の相談に適切に対応することである。本件個人情報の「欠格事由」欄には、告訴等の相談に対応した者（以下「取扱者」という。）が、犯罪が成立しないと判断した理由や法的根拠を記載することとされており、虚偽の内容が記載されることを許容しているものではないものの、取扱者が、関係者への調査等を踏まえて、自ら理解したことを端的に記載することが求められているものと認められる。取扱者による表現の選択の結果、相談者の意に沿わない表現が用いられたとしても、それが告訴事件等不受理票の作成目的及び利用目的に照らして許容できる範囲内であれば、条例第 30 条に基づく訂正義務を生じさせるものではないというべきである。

当審査会において、本件処分の妥当性について検討したところ、訂正請求 2 及び 3 に係る記載内容は、取扱者が、請求人から北海道管区行政評価局で勤務する特定の職員を告発したいとの相談を受けて、北海道管区行政評価局に対し事実関係を調査した結果に基づき記載した告発を不受理とする判断に関するものであり、当該記載内容が、告訴事件等不受理票の作成目的及び利用目的から逸脱しているものであるとは認められない。

したがって、実施機関が、訂正請求 2 及び 3 について、訂正しなかったことは妥当であると判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張については、本件における条例の解釈適用を左右するものではないことから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和3年1月21日	○ 諮問書の受理（諮問番号 642） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤個人情報訂正請求書の写し、⑥個人情報訂正決定通知書の写し、⑦審査請求の概要、⑧弁明書の写し、⑨反論書の写し、⑩対象個人情報の写し）の提出
令和3年2月10日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
令和2年3月1日 （第一部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を説明 ○ 審議
令和3年4月8日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
令和3年5月21日 （第107回審査会）	○ 答申案審議
令和3年5月24日	○ 答申

別紙1

○ 訂正請求書における訂正を求める箇所、内容及び理由

(1) 訂正請求1

ア 訂正を求める箇所

告訴事件等不受理票

イ 訂正を求める内容

「北海道管区行政評価局標準文書保存期間」を「北海道管区行政評価局標準文書保存期間基準」に訂正せよ。

(2) 訂正請求2

ア 訂正を求める箇所

告訴事件等不受理票

イ 訂正を求める内容

「保存期間が過ぎた1年後」を「保存期間1年未満」に訂正せよ。

(3) 訂正請求3

ア 訂正を求める箇所

告訴事件等不受理票

イ 訂正を求める内容

「告発人の請求により同文書の利用停止が決定し」を「告発人の請求により同文書の利用停止・消去が決定し」に訂正せよ。